

今号の主な内容

- 2頁 住民税の公的年金からの特別徴収制度について
- 3頁 介護保険サービスをご利用の皆さんへ
- 4頁 平成25年度国民健康保険料納入通知書の送付
- 7~5頁 保健・医療・福祉／講座／スポーツ／催し物／税／国保・年金／その他

区のおしらせ



中央

6/1

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp> (「区のおしらせ 中央」もご覧いただけます)

今月は食育月間

毎年6月は「食育月間」
毎月19日は「食育の日」

家族と一緒に

きょう しょく

“共食”っていいね!

この機会に家族そろって食卓を囲む「共食」を見直してみませんか?

トマトサン ビーマンゴー にんじんマル



中央区食育野菜キャラクター

「共食」とは、誰かと食事を共にすることです。なかでも、家族と共に食事をとりながら楽しくコミュニケーションを図る「共食」は食育の原点であり、特に子どもへの食育を推進する大切な時間と場になります。

そこで区では、日常生活の基盤である家庭において、家族と一緒に楽しく食べる機会をサポートするための取り組みを推進していきます。共食をすすめるためには、家庭や地域社会での工夫と努力が必要ですが、それぞれの家庭で比較的家族が集まりやすい休日や朝の時間を家族と一緒に食事をする機会にしてみたいかがでしょうか。

どうして“共食”なの?

共食は、国が策定した「第2次食育推進基本計画」の重点課題や「健康日本21(第二次)」(第二次国民健康づくり運動)の栄養・食生活の改善目標であり、食育のキーワードになっています。

区でも、区民の健康維持・増進のための行動指針として策定した「中央区健康・食育プラン2013」において、“家庭における共食の推進”を重点課題にあげ、家族との共食頻度を増やすための取り組みを行っています。

▼共食の良いところ

- 家族とコミュニケーションが図れ、楽しく食べることができる。
家族と一緒に食事は、おいしく楽しいものです。また、会話を通して、子どもの様子を知ることでもでき、お互いに理解が深まります。
- 食について学べる機会となる。
食事のマナーや食に対する感謝の気持ちなど、大人が子どもに伝えることで、良い習慣や正しい知識を身につけることができます。
- 規則正しい時間に食べることができる。
- 栄養バランスの良い食事ができる。



始めよう!「家族そろって朝ごはん」

朝ごはんは、家族と一緒に

1日3回の食事の中で、朝食の時間は、多くの家庭において、家族がそろいやすいと考えられます。“一緒に”食べることができる機会として、まずは朝ごはんから、家族で食卓を囲み、1日の始まりを元気にスタートしてみませんか?

早寝早起きで良い生活リズムを

1日の食事を規則的にとり、生活リズムをつくっていくことは、健康的な生活習慣につながります。朝ごはんを食べるためには、早寝早起きの規則正しい生活習慣を身につけることが重要です。

朝ごはんは、簡単に作れるメニューで

忙しい朝は、時間をかけずに用意できるメニューがおすすです。そこで、実践しやすい、簡単!朝食メニュー集を作成しましたので、ぜひご活用ください。



簡単で、おいしいメニューを紹介しています。

朝ごはんは、1日のパワーの源です。朝ごはんにも、主食・主菜・副菜を組み合わせることを意識すると、栄養バランスの良い食事になります。



中央区保健所、日本橋・月島保健センターの窓口で配布しています。

☎問合せ先 中央区保健所健康推進課栄養担当 ☎(3541)4260

6月30日(日)区役所1階の窓口はお休みします

毎週日曜日に閉庁している区役所1階の窓口は6月30日(日)は月末にあたるため閉庁しません。ご注意ください。

なお、平日の夜間や区役所の閉庁日でも、自動交付機や電話予約を利用することで、住民票の写しと印鑑登録証明書を受け取ることができますので、ご利用ください。

自動交付機の利用

「印鑑登録証・区民カード」をお持ちの方(暗証番号の登録をしている方に限ります)は、区役所と日本橋・月島区民センターに設置されている「自動交付機」を利用することにより、住民票の写しと印

鑑登録証明書の交付を受けることができます。

利用時間
午前7時～午後9時30分

電話予約による申込み
あらかじめ電話で予約をすると区役所1階の巡視室窓口で受け取ることができます。

申込受付日時
月・金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後5時

交付日時
月・金曜日
午後5時15分～9時30分

土曜日、日曜開庁していない日曜日、祝日
午前9時～午後9時30分

◎詳しくはお問合せください。

人口と世帯 5月1日現在(前年同期)

人口	住民基本台帳	130,168	(121,858)
	(うち外国人)	4,845	(-)
男		62,017	(57,826)
	(うち外国人)	2,494	(-)
女		68,151	(57,826)
	(うち外国人)	2,351	(-)
世帯		75,331	(70,456)
屋間人口(平成22年国勢調査)		605,926	

- ※問合せ先
- ・区民生活課総合窓口係 ☎(3544)5321
- ・区民生活課戸籍係 ☎(3544)5317
- ・保険年金課資格係 ☎(3544)5362

このほど、生涯学習の柱である中央区民カレッジの入学式が、記念講演に日野原重明・聖路加国際病院名誉院長をお迎えして盛大に開かれました。カレッジは基本の講座、趣味の講座、連携講座から成る「まなびのコース」、60歳以上の同世代の仲間と楽しく学べる「シニアコース」、さらに学習の成果を地域にいかすための「生涯学習サポーター養成コース」で構成されています。3年間の単位制となっており、前期・後期合わせて約80の講座があり、必要単位の取得者には「修了証」が授与されます。講座には子どもと本との出会いや地域と図書館をつなぐ活動を目指す「よみかかせボランティア養成講座」や慶應義塾大学の「くすりを上手に使うための薬学入門」などもあります。本年度の新入生は233名で、在籍者は607名となりました。今年10月4日、102歳になられる日野原先生は講演で「自分の運命は自分でデザインできる」という哲学者ベルグソンの言葉を紹介しながら、自分の運命は自分で挑戦することをつくっていくと呼び掛けました。



中央区長 東 田 美 穂
こんにちは 正長です



特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

- ◎この制度により新たな税負担が生じることはありません。
- ◎公的年金からの特別徴収制度の導入は、公的年金受給者の納税の利便性向上や、市区町村における徴収の効率化を図る観点から採用されました。
- ◎公的年金からの特別徴収については、本人の意思に基づく選択制ではありませんのでご了承ください。

普通徴収		
期別	納期限	納付税額(円)
年金特別徴収(今年度徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	平成25年4月分	9,100
第2回	6月分	9,100
第3回	8月分	9,100
第4回	10月分	9,900
第5回	12月分	9,700
第6回	平成26年2月分	9,700
年金特別徴収(翌年度仮徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	平成26年4月分	9,700
第2回	6月分	9,700
第3回	8月分	9,700

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありませぬ。ほかに普通徴収税額がある場合や年金特別徴収初年度の場合は表示されませぬ。

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示してあります。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収金額を表示してあります。

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示してあります。この金額は2月徴収分と同額になります。

納税通知書の記載については左の図のようになります。

年齢75歳、控除対象配偶者の年齢68歳の場合					
年金特別徴収 初年度					
例 前々年分の収入が公的年金のみで2,500,000円、社会保険料控除83,000円、配偶者控除33万円、基礎控除33万円とすると、前年度の住民税額は54,600円になります。					
普通徴収(個人納付)			特別徴収(本徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月	
住民税額の1/2を2回に分けて各納期ごとに個人納付			住民税額の1/2を3回に分けて年金から特別徴収		
13,700円	13,600円	9,100円	9,100円	9,100円	

年金特別徴収 次年度					
例 前年分の収入が公的年金のみで2,520,000円、社会保険料控除83,000円、配偶者控除33万円、基礎控除33万円とすると、本年度の住民税額は56,600円になります。					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月分と同額を4月、6月、8月の3回で年金から特別徴収			住民税額から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて年金から特別徴収		
9,100円	9,100円	9,100円	9,900円	9,700円	9,700円

住民税の公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が実施されています。

年金特別徴収とは

公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税を差し引いて行う徴収のことです。

対象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に年齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

ただし、次に該当する方は対象になりませぬ。

- ・年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得のみでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額15万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)
- ・公的年金から差し引く住民税額が年齢基礎年金額を超える方

- ・中央区で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・配当割控除額または株式等譲渡所得割控除額が均等割額以上ある方
- ◎対象となる年金は年齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする公的年金が対象となります。
- ◎特別徴収の対象税額は、前年中の公的年金所得に係る

個人住民税の所得割額および均等割額となります。

平成24年度における年金からの特別徴収は、2月分まで行いました。その後、2月分の金額をそのまま4・6・8月分の徴収額とする「仮徴収」制度が始まっています。

ただし、この金額はあくまでも仮に設定されていますので、平成25年度の住民税額を決定する6月に、25年度の住民税額との調整を行い、そのうえで本徴収を実施します。

なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更して納付書によって納めていただくか、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果については、6月10日(月)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載

載をしていますので、ご確認ください。

納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- ・本年度特別徴収税額(仮徴収分) 4・6・8月徴収分と本徴収分 10・12・2月徴収分
- ・翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
- ・普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)
- ・給与から特別徴収される税額

◎平成25年度の住民税が仮徴収分を下回っている場合は、別途還付通知書をお送りしますので、ご了承ください。

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

ケアマネジャー実務研修受講試験のご案内

6月3日(月)より受験要項配布開始

都が実施するケアマネジャー(介護支援専門員)の実務研修受講試験が行われます。

10月13日(日) 受験要項配布場所

区役所4階介護保険課、日本橋・月島特別出張所、京橋・日本橋・月島おとしより相談センター

申込方法

受験要項をご覧の上、7月10日(消印有効)までに所定の封筒を使用し簡易書留郵便で申込む。

※問合せ(申込先)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1-1 セントラルプラザ14階 (公財)東京都福祉保健財団 ☎(5206)8735

「人材をお探しなら、私達にお任せください！」

元気高齢者人材バンク活動依頼募集中

社会の高齢化が進む中、現在のシニア世代には、豊かな経験や特技を生かした、地域での活躍が期待されています。そこで区では、シニアの経験、知識、特技などの得意分野を登録し、ボランティアなどとして地域で活動していただく「元気高齢者人材バンク」を開設しています。

人材バンクでは、地域活動や社会貢献活動を希望する登録者と、人材を必要とする団体などからの依頼をコーディネートし、活動に結びつけています(過去の活動例については、別表のとおり)。

登録者による講座や教室などの活動依頼はもちろん、「こんな特技のある人はいる?」「こんな講座は開催できる?」などのご相談も、お気軽にお問合せください。

また、登録者の詳細や提供できる活動内容などの情報は、ホームページ「粋!活き元気人サイト」でも発信しています。

なお、元気高齢者人材バンク事務局は、区内のシニア世代のボランティアの方が集まり、区とともに運営しています。

別表	
こんな活動をしています	
・講座・セミナーの講師(折り紙、アロマテラピー、書道、盆踊り、昔あそびなど)	
・演芸披露(楽器演奏、長唄、朗読、フラダンス、日本舞踊など)	
・福祉施設などの補助ボランティア(外出サポート、食事配膳、レクリエーション補助など)	
・イベントのボランティアスタッフ(受付、会場案内、会場設営など)	など
過去の活動例	
・保育園や小学校で昔あそび教室を開催	
・NPO主催音楽イベントでのサポータースタッフ	
・高齢者施設で英会話教室を開催	など

「経験や特技を生かして社会貢献してみませんか?」

元気高齢者人材バンク登録者募集中

これまでの経験や資格、特技を生かして地域活動、社会貢献活動をしたい方、講師や指導者として活躍してみたい方は、ぜひ元気高齢者人材バンクにご登録ください。

登録対象

おおむね50歳以上の方(区内在住・在勤者、以前にお住まいの方、お勤めの方も可)

登録方法

電話でご連絡の上、区役所4階高齢者福祉課の窓口へお越しください。

※問合せ先

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎(3546)5354

粋!活き元気人サイト ホームページアドレス <http://ikiiki.genki365.net>

介護保険サービスをご利用の皆さんへ

介護保険の利用料を軽減する認定証の有効期限は、6月30日までです。

認定証をお持ちの方には、5月下旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずに更新の手続きをしてください。

また、認定の可否は、本人と世帯の所得の状況によって決定しますので、必要に応じて課税証明書などを用意していただくことがあります。

認定の種類および対象者の要件

別表1 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件
第1段階	生活保護受給者または区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え区民税非課税の方

別表2 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

【特別養護老人ホーム、短期入所生活介護】				
	利用者負担限度額 (円/日)	利用者負担限度額 (円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	320	320
食費	300	390	650	

【介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護】				
	利用者負担限度額 (円/日)	利用者負担限度額 (円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	320	320
食費	300	390	650	

別表3 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額の対象者

対象者要件
世帯の主たる生計中心者の平成24年分の所得税が非課税かつ本人の所得が446,400円以下

別表4 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額後の利用者負担

サービスの種類	利用者負担
訪問介護	利用料の3%
訪問看護	週1回分の利用料の概ね3% (夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります)
訪問入浴介護	週1回分の利用料の3%

利用者負担段階は、所得の状況によって第一段階から第三段階までの要件を満たす方に、それぞれ利用者負担限度額を認定します。

内容については別表1および別表2を参照してください。

また現在、認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定し、別表1の要件を満たす場合は、随時受け付けていますので申請してください。

訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護の利用料減額の認定

通常は1割負担の利用料が認定を受けることで、訪問介護は3%、訪問看護および訪問入浴介護は週1回分が概ね3%の自己負担で利用できます。

◎訪問看護は、夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります。

◎内容については別表3および別表4を参照してください。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

い介助を介護保険とほぼ同様の費用負担で使える区の独自サービスです。

現在、認定を受けている方には、5月中旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずにケアマネジャーに更新手続きを依頼してください。

寝たきり高齢者が在宅支援入浴サービスの利用(更新)認定

家族などの介助だけでは入浴ができない方で、家庭に浴室がない場合や感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。

介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

現在、認定を受けている方には、5月中旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずにケアマネジャーに更新手続きを依頼してください。

別表5 あんしん居住制度の概要

1 サービス内容

サービス	内容
A	見守りサービス(安否確認・緊急時対応サービス)
B	葬儀の実施
C	残存家財の片付け

2 契約期間
Aは1年 B、Cは5年(いずれも更新可)

3 利用費用
53,300円~518,000円(サービスの組み合わせによる)

あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表5参照)。

※詳しくはお問合せください。

介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

預かり金タイプは利用費用の2分の1、月払いタイプは事務手数料

高齢者等への居住支援

対象

- ・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

保証料の2分の1

家賃債務保証制度とは

住宅の賃貸借契約の際に必要なとなる連帯保証人が見つからないなどの事情がある高齢者・障害者・子育て世帯などに対し、スムーズに入居できるように家賃債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援する制度です(別表6参照)。

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。

対象

次のいずれかに設ける防犯灯

- ①幅1・2メートル以上で公道間を連絡する私道
- ②幅1・8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
- ③区長が特に必要があると認める私道

防犯灯整備の助成

助成金

①の場合は全額、②・③の場合は90%

工事

区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。

申込方法

お問合せの上、所定の申請書を区役所7階水とみどりの課に提出してください。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設 ☎(3546)5437

あんしん居住制度利用助成

おおよび家賃債務保証制度利用助成について

住宅課計画指導係
☎(3546)5466

あんしん居住制度について(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター
☎(5466)2635

家賃債務保証制度について(一財)高齢者住宅財団
☎0120(602)708

別表6 家賃債務保証制度の概要

対象住宅	保証内容	保証期間	保証料
高齢者世帯の入居を敬遠しない住宅として、高齢者住宅財団と基本約定を締結した賃貸住宅	滞納家賃(共益費および管理費含む) 原状回復費用および訴訟費用 ◎家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。	原則2年(賃貸借契約期間に合わせて変更可能、更新も可能。)	月額家賃の35%

東京都議会議員選挙 投票日6月23日(日) 午前7時～午後8時

東京都議会議員選挙は、私たちの身近な代表を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

期日前投票

投票日当日に仕事・旅行・病気・住所移動などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることが出来ます(別表)。

投票にお出かけの際は、入場整理券をお持ちください。入場整理券の裏面に期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を印刷しています。期日

前投票をする方は、入場整理券が届きましたら必要事項を記入の上、別表の期日前投票所へお持ちください。住所移動の事由に該当する方は、入場整理券のほかに新住所の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)をお持ちください。

不在者投票

病院、老人ホームなどでの不在者投票
東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなど

6月は環境月間です

希望と「ミ」は捨てないで。もし落ちていたら、拾っちゃえ。

6月5日(水)は「世界環境デー」です。これは1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。日本では、この日を「環境の日」、6月の1カ月間を「環境月間」とし、環境についての関心と理解を深めるとともに、環境活動への意欲を高めるため、さまざまな催しが行われます。

区では、平成20年3月に望ましい環境像「水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち 中央区」を掲げた「中央区環境行動計画」を策定しました。

特に地球温暖化防止については、計画の重点プロジェクトに位置付け、日々の生活や

事業活動から出るCO₂排出量を削減する取り組み「中央エコアクト」の普及や、自然エネルギー機器および省エネルギー機器などの導入費助成を実施し、区内の住宅や事業所の省エネルギー化を推進しています。
また、区の施設の緑化や芝生化なども積極的に進めています。
環境月間を機会に、もう一度、私たちの生活と環境とのつながりについて理解を深め、環境に配慮した行動を実践しましょう。

環境パネル展

地球温暖化の仕組みや影響、私たちが取り組めることなどをパネルにして展示します。ぜひご覧ください。

別表 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所 1階ロビー (築地1-1-1)	6月15日(土)～22日(土)	午前8時30分 午後8時
日本橋特別出張所 1階会議室 (日本橋蛸殻町1-31-1)	6月16日(日)～22日(土)	
月島特別出張所 1階会議室 (月島4-1-1)		

入院(所)中の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設の中で投票することが出来ます。滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票することが出来ます。その場合は封書で、

展示期間・会場
・6月1日(土)～11日(火) 区役所1階ロビー
・月島区民センター1階コミュニティサロン
・6月12日(水)～21日(金) 日本橋区民センター1階ロビー
ほっとプラザはるみ1階ロビー
・6月22日(土)～30日(日) 環境情報センター展示情報コーナー(京橋3-1-1) 東京スクエアガーデン6階
◎日本橋・月島区民センターの最終日の展示は午後3時までです。
※問合せ先
環境推進課環境活動係
☎(3546)5403

別図1 平成25年度の年間保険料

基礎分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額 1人あたり 30,600円 × 加入者数
+
所得割額 加入者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0602
限度額は世帯で51万円

後期高齢者支援金分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額 1人あたり 10,800円 × 加入者数
+
所得割額 加入者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0234
限度額は世帯で14万円

介護分保険料 (40歳から64歳までの方が納める保険料です)

均等割額 1人あたり 15,000円 × 第2号被保険者数※
+
所得割額 第2号被保険者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0104
限度額は世帯で12万円

※第2号被保険者：40歳から64歳までの方
◎65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

合計額が1年間の保険料

別図2 賦課のもととなる所得とは

賦課のもととなる所得とは、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除33万円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)のことで、「旧ただし書き所得」ともいわれます。

収入 - 必要経費 = 所得 - 基礎控除33万円 = 賦課のもととなる所得(旧ただし書き所得)

※給与収入・年金収入は一定の算式をもって算出(給与所得控除・公的年金等控除)

平成25年度 国民健康保険料納入通知書の送付

①住所②氏名③生年月日④選挙名⑤電話番号⑥不在者投票の理由⑦送付先を記入の上、中央区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり投票所へ行くことが困難な方には、郵便等投票制度があります。郵便等投票制度の詳細は、「区のおしらせ 中央」5月11日号をご覧ください。

※請求(問合せ)先
〒104-8404
中央区築地1-1-1
選挙管理委員会事務局
☎(3546)5542

平成25年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。保険料は、確定した平成24年中の所得をもとに計算します(詳細は別図1・2のとおり)。

実施していた、激変緩和措置は終了しましたが、新たに減額措置を実施することになりました。
対象 住民税が非課税の方
内容 賦課のもととなる所得の50%を減額して所得割額を計算

納付方法
保険料のお支払いは、6月から翌年3月までの10回割です。
通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

なお、コンビニエンスストアでも納付出来ます。納付方法が年金からの天引きの方
2カ月に一度の年金受給月に保険料を天引きします。対象は、次の条件を全て満たす世帯です。
・世帯主が国保被保険者
・世帯全員が65歳以上74歳未満
・世帯主が年間18万円以上の年金を受給し、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下
口座振替による納付方法への変更
年金からの天引きとなる世帯も、申請により口座振替による納付に変更することが出来ます。

会社などの健康保険に加入していた方の旧被扶養者への保険料負担軽減措置
会社などの健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その方の扶養となっていた方(旧被扶養者)が新たに国保へ加入された場合には、申請により保険料の所得割を免除し、均等割を半額にする減免措置があります。ただし65歳以上の方に限ります。
所得申告
一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で平成24年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。
※問合せ先
保険年金課資格係
☎(3546)5362

情報コーナー(6頁からのつづき)

特別区民税・都民税の口座振替(自動払込)をご利用ください

口座振替(自動払込)をご利用いただくと金融機関などの口座から納期限ごとに振替納税ができます。

金融機関などへ納付に出かける手間が省けたり、納付を忘れる心配もなくなります。

口座振替の利用申込書(はがき型)は、区役所2階税務課と日本橋・月島特別出張所で配布しています。口座振替をご希望の方は、利用申込書に所定の事項を記載し、通帳用の印を押印の上、保護シールを貼り郵送してください。

7月10日(水)までの申込みで、平成25年度第2期分から口座振替が開始できます(9月2日引き落とし)。

また、口座をお持ちの区内の金融機関や郵便局でも申込みができます。その際には、納税通知書、預(貯)金通帳、通帳用の印をお持ちください。

☎(3546)5276

☎(3546)5276

手帳 国保・年金

平成25年度の国民年金額について

国民年金額は、物価変動に応じて自動的に改定することになっています。平成25年度は、平成24年の消費者物価指数が前年と比べて変わらなかったことから、平成25年4月から9月までの年金額については、平成24年度と同じ額となります。

平成25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額は、特例水準(平成12年度以降の年金の過払い)の解消のため、1.0%の引き下げが行われます。

それぞれの方の具体的な年金額については、日本年金機構からお知らせします。

☎(3543)1411

年金相談のご利用を

社会保険労務士による年金相談(無料・予約不要)を月1回実施しています。お気軽にお越しください。

☎毎月第4水曜日

午後1時~4時

☎区役所1階区民相談室

☎区内在住・在勤の方

☎厚生年金、国民年金、共済年金などの公的年金制度全般

☎保険年金課保険年金係

☎(3546)5370

その他

消防団員募集

わがまちを わが手で守る 消防団

区内消防団では、地域の防災リーダーである消防団員を募集しています。消防団は本業を持ちながら火災や大地震発生時には、地域防災の要

として活動をする、住民主体の防災組織です。大地震が危惧される中、地域に根付いた消防団員のさらなる活躍が期待されています。

災害からわがまちを守るため、意欲のある皆さんの入団をお待ちしています。

[入団資格]

区内在住・在勤で18歳以上の健康な方(学生も入団可)

☎京橋消防団本部(京橋消防署内)

☎(3564)0119

☎日本橋消防団本部(日本橋消防署内)

☎(3666)0119

☎臨港消防団本部(臨港消防署内)

☎(3534)0119

社会教育会館「ゆめ講座」企画募集・説明会のご案内

区民の皆さんに提案していただいた講座企画を社会教育会館のスタッフがお手伝いし、実施する「ゆめ講座」をはじめます。区民の皆さんが共に学びあう講座企画を募集します。次のとおり説明会を開催しますので、応募を希望する方はいずれかにご参加ください。

☎築地社会教育会館

☎6月18日(火)

午後7時から約1時間程度

☎日本橋社会教育会館

☎6月20日(木)

午後2時30分から約1時間程度

☎月島社会教育会館

☎6月22日(土)

午後2時30分から約1時間程度

☎共通

☎無料

☎直接会場へお越しください。

☎築地社会教育会館

☎(3542)4801

☎日本橋社会教育会館

☎(3669)2102

☎月島社会教育会館

☎(3531)6367

☎アートはるみ

☎(3531)9190

マル経融資のご案内(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資は商工会議所の経営指導をうけて融資される安心で有利な国の制度です。

[融資条件]

[融資限度額]

1,500万円(平成26年3月31日(月)日本政策金融公庫受付分まで)

[資金使途・返済期間]

・運転資金 7年以内

・設備資金 10年以内

[担保・保証人不要]

信用保証協会の保証も不要

[利率]

年1.55%(4月24日(水)現在)

☎区内事業所には利子の補助制度があります。

[利用できる方]

従業員が20名以下(ただし、商業・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方

☎他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

☎商工会議所の経営指導と推薦によ

り日本政策金融公庫から事業資金として貸し出されます。

☎東京商工会議所中央支部までご相談ください。

☎審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

☎東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

保育園・児童館における夏期保育士などの募集

保育園や児童館では夏の期間の臨時職員を募集します。

[勤務期間]

7月19日(金)~8月30日(金)

[勤務時間] 午前8時45分~午後5時

[応募資格] 18歳以上の方(高校生不可・保育士資格の有無は不問)

[募集人数] 20名程度

[賃金] 日額7,730円(交通費なし)

☎保育士資格取得者は8,240円

☎6月21日(金)までに写真付きの履歴書を持参または郵送する。

☎履歴書の備考欄には勤務期間中の勤務可能な日を記入してください。

[採用結果] 面接の上、7月中旬頃までに連絡します。

☎保育園担当

☎〒104-8404

☎中央区築地1-1-1

☎子育て支援課保育園係

☎(3546)5446

☎児童館担当

☎〒104-0054

☎中央区勝どき1-4-1

☎子ども家庭支援センター事業係

☎(3534)2103

障害のある方の就職面接会

障害のある方を対象とした就職面接会を開催します。当日は260社の企業が参加を予定しています。

☎6月19日(水)

☎午後1時~4時

☎場東京体育館メインアリーナ(渋谷区千駄ヶ谷1-17-1)

☎問ハローワーク飯田橋専門援助第2部門

☎(3812)8609

[生活騒音]~あなたも自主点検してみましよう~

騒音計の無料貸し出し

あなたは、日常生活から発生する音で回りの人に迷惑をかけていませんか。

音は人によって感じ方が違います。自分にとって気持ちの良い音でも、他の人にとっては不快に感じる場合があります。

ピアノやテレビ、ステレオなどの音が知らないうちに隣近所に迷惑をかけていることがあります。また、深夜の入浴や洗たく機、冷暖房用の室外機などの音は意外にご近所の迷惑になっています。

この機会に生活騒音が隣近所に迷惑をかけていないかを調べてみましょう。

騒音でお困りの方、近所への騒音が心配な方に騒音計を貸し出していますのでご利用ください。

一人ひとりが気をつけて、住みよい環境づくりに努めましょう。

☎区内在住者、区内に事業所がある方

[台数] 1回1台

[期間] 1週間以内

☎無料

☎電話で予約する。

☎環境推進課環境指導係

☎(3546)5405

暴走族追放強化期間

6月1日(土)~30日(日)

“暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から”

これからの時期、都内では暴走族の活動が活発になり、道路交通秩序や周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼします。

区では、東京都・警視庁をはじめ教育委員会や区内4警察署などの関係機関・団体と連携し、暴走族の不法行為の防止や青少年の健全育成、二輪車などの交通事故防止を図ることを目的に、「暴走族追放強化期間」を設けて、区民の皆さんとともに暴走族追放の活動を推進します。

[推進重点項目]

- ・暴走族追放気運の高揚と環境づくりの推進
- ・若者の交通安全意識の向上による交通事故防止
- ・暴走族および車両の不法改造業者に対する指導・取り締まりの強化
- ・暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱・立ち直り支援対策の推進
- ・青少年への声かけ・対話を通じた健全育成および非行防止活動の推進

☎環境政策課交通対策係

☎(3546)5443

中央区若年者・中小企業マッチングプログラム参加者募集

区内企業への就職を希望する29歳以下の区民を対象に、ビジネス研修を1カ月、職場実習(区内中小企業)を3カ月実施し、直接雇用につながるにより、若者と企業をマッチングします。期間中は給与を支給します。

☎対大学、短大、専門学校、高校などを卒業し、現在求職中で仕事に就いていない29歳以下の区民

☎定10名

☎6月25日(火)までに(株)パソナへ電話で申込み。

☎申込み先・申込方法などについては(株)パソナ

☎(6734)1327

☎制度に関しては

☎商工観光課商工観光係

☎(3546)5329

コミュニティふれあい銭湯



☎6月14日(金)・28日(金)

☎6月14日はアジサイの湯

☎場区内公衆浴場

☎費100円(敬老入浴証持参者と小学生以下は無料)

☎問地域振興課区民施設係

☎(3546)5623

情報コーナー(7頁からのつづき)

スポーツ

春季区民体育大会
ニュースポーツ大会

ラケットテニス・ソフトバレーボール

日6月9日(日)

- ・ラケットテニス 午前9時～正午
- ・ソフトバレーボール 午後1時～5時

場築地社会教育会館屋内体育場

費無料

◎必ず上履き(運動靴)を持参してく

スポーツ教室のお知らせ

[教室実施期間] 7月～8月

場総合スポーツセンター

[教室種類]別表1のとおり

◎教室により実施期間などが異なります。

別表1

開催予定の主な教室	日時など	回数	料金
はじめてクロール①	7月22日～26日 午前9時～9時50分	各教室 全5回	各教室 3,000円
レベルアップクロール①	7月29日～8月2日 午前9時～9時50分		
はじめてキッズスイム③	8月5日～9日 午前10時～10時50分		
レベルアップキッズスイム④	8月20日～24日 午前10時～10時50分		

◎詳細およびその他のクラスについては、館内チラシ・施設ホームページをご覧ください。

催し物

友好都市の東根市「さくらんぼ祭開催」

山形県の品評会でもたいへん評判の高い果樹王国ひがしねのさくらんぼを気軽に味わえるイベントが別表2のとおり開催されます。

昨年に引き続き「さくらんぼ種飛ばし大会」

別表2 さくらんぼ種飛ばし大会

日時	会場	定員
6月29日(土) 午前10時30分～	築地場外市場旧B棟広場 ◎会場販売も行います。	500人
30日(日) 午後1時～	月島西仲共栄会商店街(一番街)	300人

◎会場で先着順に受付(参加無料)

さくらんぼの販売

日時	会場
6月30日(日) 正午～午後4時	月島西仲共栄会商店街(一番街)
7月1日(月) 午前11時～午後3時30分	日本橋プラザ

◎主催：果樹王国ひがしね観光物産推進協議会

◎各会場とも売り切れ次第終了

健康増進フェア

～イキイキ暮らそう！
いつまでも～

日6月7日(金)

正午～午後3時

場日本橋保健センター、堀留児童公園

内容など

[講演会](午後1時30分～2時30分)

- ・『紫外線による目の病気～『見える目』を守るために知っておくべきこと～』
- ・講師 平岡眼科医院副院長 平岡智之

[医療相談](正午～午後2時)

日本橋医師会、お江戸日本橋歯科医師会、日本橋薬剤師会の地域の専門職が相談に応じます。

[測定コーナー](正午～午後3時)

ださい。

スポーツ吹矢

日6月23日(日)

- ・体験会 午前10時～正午
- ・大会 午後1時30分～4時

場アートはるみギャラリー

費マウスピース代として100円

共通

対区内在住・在勤・在学者

申当日、直接会場でお申し込み(個人参加も可)。

場中央区体育協会事務局

☎(3546)5729

[申込締切] 6月28日(必着)

◎申込多数の場合は抽選となります。

◎申込方法についてはお問合せください。

場総合スポーツセンター教室係

☎(3666)1501

HPhttp://www.chuo-sports.jp/fleely.html

ばし大会」も行われます。ぜひご参加ください。

場・都市間交流事業に関して 文化・生涯学習課文化振興係

☎(3546)5345

・イベントに関して 商工観光課商工観光係

☎(3546)5328

東根市商工観光課

☎0237(42)1111

骨密度、筋肉量、体脂肪測定(素足で測定します)

血圧、お口の健康度、たばこの影響度の測定

[普及啓発コーナー](正午～午後3時)

食育、生活習慣病予防、子どもの事故予防、自殺予防

◎当日、直接会場へお越しください。

場日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

中央区の街並み絵画展

日6月26日(水)～30日(日)

午前10時～午後6時 (30日(日)は午後5時まで)

場アートはるみギャラリー

内名所・旧跡や豊かな水辺、失われつつある懐かしい風景など、中央区の街並みをテーマに皆さんが描いた作品を数多く展示します。皆

さんのご来場をお待ちしています。

費無料

場文化・生涯学習課文化振興係

☎(3546)5346

東京湾ディナークルーズ

日7月19日(金)

- ・集合 午後6時45分 東京ヴァンテアンクルーズ竹芝営業所(港区海岸1-12-2)
- ・出航 午後7時10分(約2時間20分のクルージング)

内レストランシップ「ヴァンテアン号」をスペースチャーターしてのクルージングと洋食ビュッフェ(食べ放題&飲み放題)

対中小企業に勤務する区内在住・在勤者と同居家族

定60名(申込多数の場合は抽選)

費大人 7,000円

小人(小学生以下) 3,500円

◎一般料金：大人9,000円、小人4,500円

◎費用は乗船料・ビュッフェ料理・フリードリンクを含む

日6月20日(必着)までに往復はがき(1グループ1枚限り)に「ディナークルーズ」と明記し、①申込代表者の氏名・住所・電話番号・勤務先(名称・所在地・電話番号)②参加人数と全員の氏名・年齢を記入して申込む。

場〒104-0061

中央区銀座4-9-8銀座王子ビル2階

レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)

☎(3546)8610

映画鑑賞会

日6月8日(土)

場日本橋図書館6階ホール

税

中央都税事務所からの
お知らせ

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です。

納税通知書は、6月3日(月)に発送します。近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで7月1日(月)までに納めてください。

納税には、安心して便利な口座振替が利用できます。

また、金融機関・郵便局のページー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。ぜひご利用ください。

場中央都税事務所

☎(3553)2151

・口座振替の申込方法などについて 都主税局徴収部納税推進課口座振替係

☎(5912)7520

給与所得者が年の途中で退職した場合の特別区民税・都民税の納付方法

次のいずれかの方法で特別区民税・都民税を納めてください。

- ・退職時に特別徴収により、まとめて納める
- ・普通徴収により納める

内ウェンディ&ルーシー (アメリカ映画 83分)

[上映開始] 午後2時

定70名(先着順)

費無料

◎当日、直接会場へお越しください。

場日本橋図書館

☎(3669)6207

もっと知りたい！第2日曜日は天文・宇宙のトビラ
X線で見た宇宙は激動の世界

日6月9日(日)

午後1時～2時(開始5分前には要入場)

場タイムドーム明石プラネタリウムホール

内私たちの肉眼や望遠鏡で見ることのできる星たちをX線の目で見ると、全く違った世界が見えてきます。宇宙は激動の世界で、数千万度から数億度という灼熱の世界がいたる所に広がっていました。宇宙に出て初めて可能となったX線観測は、宇宙の見方を大きく変えたのです。X線観測はどのような宇宙観をもたらしたのか、また2015年度打ち上げ予定のX線天文衛星「Astro-H」についてご紹介します。

[講師]JAXA宇宙科学研究所「Astro-H」開発メンバー 飯塚亮

定86名(先着順)

費無料

◎直接会場へお越しください。

◎入場整理券(1人1枚)を当日正午から受付で配布します。

場郷土天文館「タイムドーム明石」

☎(3546)5537

・転職した場合で、転職先の会社の給与から引き続き特別徴収により納める

◎退職した場合は、特別徴収義務者(給与支払者)から異動届出書の提出が必要になります。

場税務課課税係

☎(3546)5270

特別区民税・都民税の
減免申請

生活保護を受けているときや災害などで納税が困難なときは、減免の制度があります。納期限の7日前までに申請してください。

場税務課課税係

☎(3546)5270

6月は特別区民税・都民税(普通徴収分)の
第1期分の納期です

特別区民税・都民税(普通徴収分)の納税通知書および納付書を6月10日(月)に郵送します。

第1期分の納期限は、7月1日(月)です。

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア(納付書に記載された額が30万円以下のもの)または区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で納めてください。

場税務課課税係

☎(3546)5276

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る 学ぶ

保健・医療・福祉

6月・7月生まれの方へ「がん検診等受診券」を発送しました

対40歳以上の区民の方
費無料(ただし、精密検査は受診者負担)
問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

講座

第12回芝浦工業大学 SITテクノロジーカフェ 「超伝導」ってなに?

日6月21日(金)
午後6時30分～8時
場芝浦工業大学佃イノベーションスクエア(中央区佃2-1-6リバーシティM-SQUARE7階)

対高校生以上ならどなたでも
内リニア新幹線などで、色々な使われ方をしている超伝導について超伝導浮上の実演を交えながらお話をします。ぜひ、この機会に超伝導が私たちにもたらす恩恵と一緒に教えていただきましょう。

[講師] 芝浦工業大学学長 村上雅人
定30名(先着順)

費無料
申6月3日(月)から19日(必着)までに電話またはファクス、Eメールに①～④(7頁記入例参照)を記入して申込む。

☎電話は平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

☎複数名参加の場合は全員名を記載してください。

問芝浦工業大学SIT総合研究所 佃イノベーションスクエア
☎(5859)8670
FAX(5859)8671

Etsukuda@ow.shibaura-it.ac.jp

記入例(はがき・ファクス)

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入
1人1枚限り

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所*
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

*在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入
◎固に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ
◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申込みも可能

人権問題雇用主研修会

人権問題の正しい理解と認識を深め、就職の機会均等の確保と就職差別の解消を図ることを目的として、研修会を開催します。

日6月19日(水)・20日(木)
午後1時30分～4時
◎いずれか都合の良い日に直接会場へお越しください。

場銀座プロッサム(中央会館)ホール
対企業の経営者および人事担当役員など

内「ネット上の人権侵害」
[講師] 株式会社情報文化総合研究所 所長、武蔵野大学教授 佐藤佳弘
定900名

費無料
問飯田橋公共職業安定所
☎(3812)8781

子育て支援講習会

～子どものこころとことばを育む コミュニケーションとは～

日7月5日(金)
午前10時～正午

場中央区保健所2階大会議室
対区内在住の乳幼児の保護者

内子どもの成長・発達を促すコミュニケーション方法を毎日の子育ての中に楽しく取り入れてみませんか。

[講師] Saya-Sayaことばの教室代表 松本美代子

定40組(先着順)
費無料

申6月3日(月)から電話または電子申請で申込む。

☎7カ月以上のお子さんの保育をします。保育を希望する方は、6月21日(金)までにお申込みください(15名程度、申込多数の場合は抽選)。7カ月未満のお子さんや保育の抽選にもれた場合は、保護者と一緒にご参加ください。

問中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

女性センター「ブーケ21」水曜イブニングトーク

水曜日の夜にお話を伺いながら皆様でおしゃべりしませんか。

今年のテーマは「銀座のアートと女性」です。皆様のご参加をお待ちしています。

日7月3日(水)
午後6時30分～8時

場女性センター「ブーケ21」
[テーマ] 銀座のまちづくりにおけるアートの位置

[ゲスト] 銀座街づくり会議事務局長 竹沢り子

費無料
申6月1日(土)から電話またはファクスに①～④(7頁記入例参照)を記入して申込む(電子申請も可)。

問女性センター「ブーケ21」内 総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
FAX(5543)0652

息苦しさを和らげる ゆっくり体操

日6月27日(木)
午後2時30分～4時30分

場日本橋社会教育会館7階第1洋室
対区内在住・在勤で気管支ぜん息などの呼吸器疾患がある方

内息苦しさを和らげたり、呼吸を楽にする体操

[講師] 新葛飾病院理学療法士 根本伸洋

定20名(先着順)
費無料

申6月3日(月)から14日(金)までに電話で申込む。

問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5400

元気高齢者のための「いきいきゴムバンド教室」受講生募集

ゴムバンドなどを使った簡単なトレーニングをいきいき館(敬老館)で3カ月間行います(一部介護予防に関するミニ講習会も含む)。

健康づくりをしたい方、興味がある方はぜひご参加ください。

日・場別表のとおり
対区内在住で60歳以上の健康な方

☎次のいずれかに該当する方は参加できませんので、ご了承ください。

・要介護認定または要支援認定などを受けている方

別表

日時	7月4日～9月19日 第1、第3木曜日(計6回) 午前9時30分～正午	7月9日～9月24日 第2、第4火曜日(計6回) 午前9時30分～正午	7月10日～9月25日 第2、第4水曜日(計6回) 午前9時30分～正午
会場	いきいき桜川(桜川敬老館)	いきいき浜町(浜町敬老館)	いきいき勝どき(勝どき敬老館)
住所	入船1-1-13	日本橋浜町3-37-1 浜町会館2F	勝どき1-5-1
問合せ先	☎(3553)0030	☎(3669)3385	☎(3531)3258

☎いきいき館の利用には利用者証が必要となります。初めて利用する方は保険証など本人確認書類をご持参ください。
☎本事業はさわやか健康教室いきいき館コースの名称が変わったものです。

・心臓病、重度の高血圧、骨粗しょう症などの方

☎運動中のけがや事故を防止するため、上記以外でも教室に参加できない場合もありますので、あらかじめご相談ください。

内血圧測定実施後、ゴムバンドなどを使用し筋力を高める運動や椅子を活用した体操を行います。

定各館10名(先着順、新規の方を優先)

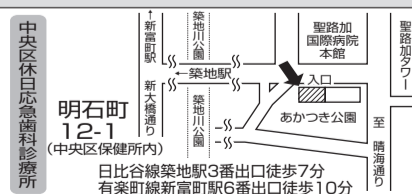
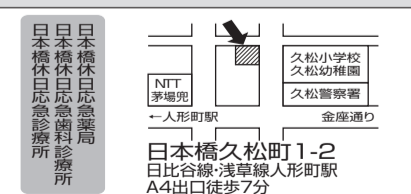
費無料
申6月1日(土)から各いきいき館の窓口で直接申込む。

☎詳しくは各いきいき館(別表参照)にお問合せください。

緊急の診療案内

土曜・休日の診療

診療時間	土曜			日曜、国民の祝日および年末年始			担当
	午後5時～10時	午後5時～10時	午後5時～10時	午前9時～午後5時	午後5時～10時	午後5時～10時	
内科・小児科診療							
場所	中央区休日応急診療所 ☎(3533)3136	○	○	○	○	○	中央区医師会 ☎(3531)1048
場所	京橋休日応急診療所 ☎(3561)5171	—	—	—	—	—	—
場所	日本橋休日応急診療所 ☎(5640)2570	○	○	○	○	○	日本橋医師会 ☎(3666)0682
歯科診療							
場所	中央区休日応急歯科診療所 ☎(3541)5420	—	—	—	—	—	京橋歯科医師会 ☎(3538)2700
場所	日本橋休日応急歯科診療所 ☎(5640)5256	—	—	—	—	—	お江戸日本橋歯科医師会 ☎(3661)1565
調剤薬局							
場所	中央区休日応急薬局 ☎(3533)5170	○	○	○	○	○	京橋薬剤師会 ☎(3567)5386
場所	日本橋休日応急薬局 ☎(5640)9856	○	○	○	○	○	日本橋薬剤師会 ☎(3666)6554



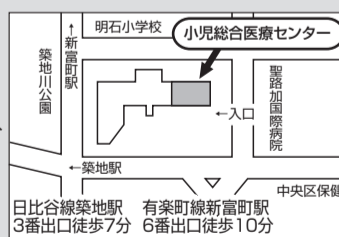
☎緊急の場合以外は、通常の診療時間内に各医療機関で診療を受けてください。定期的を受診することはできません。☎年末年始は、12月29日から1月3日までです。

●保険証と乳医療証(小学校就学前の方)、

⑦医療証(小・中学校就学中の方)を必ずお持ちください。

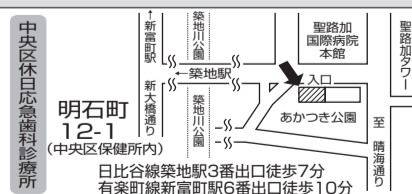
平日準夜間の小児科診療

対象 中学生まで(15歳以下)の急病患者
診療日 月～金曜日(国民の祝日、年末年始は除く)
受付時間 午後6時45分～9時45分(診療開始は午後7時～)
場所 聖路加国際病院 小児総合医療センター 明石町10-1 ☎(5550)7040



●毎日の診療案内(24時間)

東京都医療機関案内サービスひまわり ☎(5272)0303
東京消防庁救急相談センター ☎(3212)2323
(携帯電話・PHS・プッシュ回線からは#7119)



(7) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ9チャンネル(アナログ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ5チャンネル(アナログ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

トピックス



わんぱく相撲 中央区大会

5月19日、総合スポーツセンターで「わんぱく相撲 中央区大会」が開かれました。当日は877名の子どもが参加し、客席から熱のこもった応援の中、押し出しや突き出しなどの決まり手を見せるなど、元気いっぱい相撲を取り、会場を沸かせていました。



▲昨年の「まち歩きツアー」銀座画廊コースの様子

コースにより参加条件がありますので注意事項をご確認の上、お申込みください。
◎コースは、9月2日(月)からの募集となります。
文化5コース、産業8コース、まるごとミュージアム4コースの全部で17コース計35回実施を予定しています。詳細は別表1をご確認ください。

中央区新発見! 「まち歩きツアー」参加者募集

中央区観光協会では、今年もさらに充実して「まち歩きツアー」を実施します。コースは、中央区文化財サポーターが案内する「文化コース」「まるごとミュージアムコース」と中央区観光協会特派員が案内する「産業コース」の3コースです。中央区大好きなボランティアの案内

実施期間 7月～12月

募集開始日 6月3日(月)～

締切日については、コースごとに異なります。別表1をご確認ください。

「まるごとミュージアムコース」は、9月2日(月)からの募集となります。

文化5コース、産業8コース、まるごとミュージアム4コースの全部で17コース計35回実施を予定しています。詳細は別表1をご確認ください。

別表1

コース名	実施日・開始時間	引率	締切日(必着)	
文化コース	●歩いて学ぶ芝居の歴史 京橋跡・新富座跡・築地小劇場跡・森田座跡・歌舞伎座など	①7月20日(土) ②10月20日(日)	①7月10日 ②10月10日	
	●潮匂う隅田川の分岐点 月島駅・佃島渡船場跡・石川島灯台・タイタニックデッキ・石川島造船所跡・相生橋など	①7月28日(日) ②11月9日(土)	①7月18日 ②10月30日	
	●「江戸名所大川端」浜町河岸・両国広小路を訪ねる 浜町公園・浜町河岸・薬研堀不動院・両国広小路跡・郡代屋敷跡など	①9月7日(土) ②11月24日(日)	午後1時30分～3時 文化財サポーター協会	①8月28日 ②11月14日
	●銀座で開運?!稲荷巡り 京橋跡・幸稲荷・朝日稲荷・宝童稲荷・あづま稲荷・豊岩稲荷など	①9月29日(日) ②12月7日(土)		①9月19日 ②11月27日
	●お江戸日本橋 七ツ立ち 日本橋・名水白木屋の井戸跡・江戸秤座跡・歌川広重住居跡・京橋跡など	①10月5日(土) ②12月1日(日)		①9月25日 ②11月21日
まるごとミュージアム	●「ハイカラ銀座」八丁歴史散歩 京橋跡・銀座ガス灯通り・銀座発祥の地・和光・金春屋敷跡・新橋跡など	11月4日(祝) ①10時～11時30分 ②午後1時30分～3時	文化財サポーター協会	[申込期間] 9月2日(月)～ 10月25日(金)
	●江戸・日本の出発点!日本橋を巡る 日本橋・一石橋・日本銀行本店本館・三井本館・日本橋など			
	●江戸情緒たっぷり～人形町・甘酒横丁を歩く 浜町公園・明治座・甘酒横丁・大観音寺・旧芝居町跡・小網神社など			
	●築地居留地と隅田川テラスを歩く 築地本願寺・蘭学事始地・聖路加国際病院・隅田川テラス・勝鬨橋など			
産業コース	●老舗コース① 日本橋の老舗3店「木屋」「山本海苔店」「文明堂」で、お店の歴史や商品の裏話を聞く	①8月1日(木) ②9月17日(火) ③11月5日(火)	①7月22日 ②9月6日 ③10月25日	
	●老舗コース② 江戸時代創業の老舗3店「にんべん」「榮太樓總本舗」「山本山」で、お店の歴史や商品の裏話を聞く	①7月23日(火) ②9月2日(月) ③10月15日(火)	①7月12日 ②8月23日 ③10月4日	
	●老舗コース③ 江戸時代創業の老舗「江戸屋」「小津和紙」「伊場仙」で、お店の歴史や商品の裏話を聞く	①7月16日(火) ②9月26日(木) ③11月19日(火)	①7月5日 ②9月16日 ③11月8日	
	●築地場外市場コース 場外市場で人気の老舗店「正本」「つきぢ松露」「紀文食品総本店」「吹田商店」で、商品にまつわる築地の話を聞く	①7月25日(木) ②10月17日(木) ③11月7日(木)	①7月15日 ②10月7日 ③10月28日	
	●銀座画廊コース① 銀座の画廊「秋華洞」「村越画廊」「銀座美術」で、絵画に親しみ、絵と画廊の裏話を聞く	7月18日(木)	7月8日	
	●銀座画廊コース② 銀座の画廊「東京画廊」「小林画廊」「ギャルリーためなが」で絵画に親しみ、絵と画廊の裏話を聞く	9月19日(木)	9月9日	
	●銀座画廊コース③ 銀座の画廊「銀座柳画廊」「至峰堂画廊」「日動画廊」で絵画に親しみ、絵と画廊の裏話を聞く	11月21日(木)	11月11日	
	●京橋でおもしろ体験 「ペンステーション」「環境情報センター」を巡り「中央エフエム」でラジオ収録体験	①8月6日(火) ②9月30日(月)	①7月26日 ②9月20日	
	●各コースとも、所用時間は約2時間程度を予定。すべて徒歩での移動となります。			
	●天候、店舗の都合その他により訪問先が変更になる場合があります。			
●その他申込チラシおよび中央区観光協会ホームページをご覧ください。				

募集チラシに掲載している専用はがきまたは往復はがきに、①希望コース名②日時③参加者の氏名とふりがな・住所・年齢・緊急連絡先を記入し、専用はがきの場合は返信・返信用共に切手を貼付して申込む。
◎はがき1枚につき1コース(4名まで)でお願いします。
インターネットでの申込み
中央区観光協会ホームページの「中央区新発見!まち歩きツアー参加者募集!!」から必要事項を記入して申込む。

無料参加費
応募方法
はがきでの申込み

観光協会ホームページ
http://www.chuo-kanko.or.jp
☎(6228)7907

先着順ではありません。
決定通知方法
開催日の7～9日前までに、返信用はがきまたはメールで参加の抽選結果を通知します。
※問合せ(申込先)
〒104-0061
中央区銀座1-25-3 京橋プラザ3階
中央区観光協会「まち歩きツアー」係
☎(6228)7907

別表2 対応が必要な小学校・幼稚園

学校名	対応方針	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊海	隣接公園に新校舎を建設(改築)	設計	建築工事		★開設	
久松	校庭部分に屋上プール校舎を増築	設計	建築工事		★開設	
月島第二	校庭部分に増築	設計	建築工事	★開設		
有馬	校庭部分に増築		設計	建築工事	★開設	
日本橋	複合施設内改修で対応				設計	改修工事

◎教育環境の整備に関する基礎調査報告書は区ホームページの教育委員会でご覧になれます。

人口推計と教育施設の調査の結果、今後も続く子どもたちの増加に大半の学校は対応可能でしたが、教室不足の恐れのある学校が明らかとなりました。現在改築工事中の明正小学校・幼稚園に加えて、別表2のとおり5つの小学校・幼稚園の増・改築などの校舎

整備を計画的に進めていきます。
※問合せ先
教育委員会事務局副参事(教育制度・特命担当)
☎(3546)5523
教育委員会事務局庶務課学校施設整備主査
☎(3546)5498

小学校・幼稚園の増・改築に取り組みます